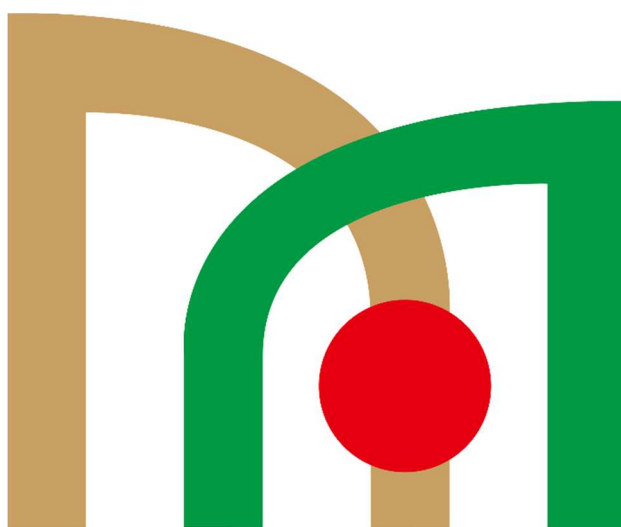


青森市教育振興基本計画

～ 夢と志をもち 青森の未来を拓く 人づくり ～



夢や志をもち挑戦する児童生徒の育成

青森市教育委員会



表紙：「夢や志をもち挑戦する児童生徒の育成」ロゴ
マークについて

夢 (Dreams) と志 (Aspirations) をもち、挑戦する
ことで、果実が**実る**ということと、夢の扉を子ども
達が自らひらくというイメージを形に込めた図案に
なっている。

青森市教育振興基本計画の策定に当たって——本市の現状と課題

第2期青森市教育振興基本計画（計画期間：平成28年度～令和5年度）は、8年間という長期にわたって、その役割を果たしてきました。

その間、全国的ないじめの問題への取組として、いじめの標準指針、いじめ対応マニュアル等を策定するとともに、いじめ防止対策審議会、いじめ防止対策協議会等を設置し、いじめの積極的な認知、組織的な対応に取り組みました。

また、コロナ禍にあっては、GIGAスクール構想^{解①}に基づく1人1台端末の迅速な配備により、遠隔授業やAI型ドリル教材^{解②}を活用した、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な学びの推進に大きく寄与し、端末を活用した学力の向上、不登校児童生徒への対応に当たっては、欠かせないものとなりました。

また、教職員の働き方改革については、平成28年度に教育委員会内に多忙化解消委員会を設置するとともに、「多忙化解消の指針」を策定し、学校閉庁日、定時退下の日の設定、校内多忙化解消委員会の設置、さらにはチーム担任制・教科担任制の導入、統合型校務支援システム^{解③}の導入等に取り組みしました。

さらに、学校教育以外においても、普通教室や特別支援教室等へのエアコン設置、コミュニティ・スクール^{解④}の設置、棟方志功画伯によるまちづくりを掲げた棟方志功サミット、小牧野遺跡の世界遺産登録、保護者の負担軽減を目指した中核市初の公立小・中学校の給食費全額公費負担などの施策も並行して実施するなど、各分野・各施策において、それぞれ成果を上げることができました。

一方で引き続き取り組むべき課題として、

- ・ いじめや不登校、障がいや医療的ケア児、日本語能力等の多様なニーズを有する子どもたちへの対応として、一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、指導や支援の充実を図ること
- ・ 共働き家庭やひとり親の家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、家庭を取り巻く環境が変化する中、地域全体で家庭環境を支えること
- ・ コロナ禍により社会体験や文化芸術活動等の様々な体験活動の機会が減少したことから、子どもたちが地域や郷土の魅力に触れることや愛着をもつことができるよう体験する機会を確保すること

などが挙げられます。

今般、文部科学省において、第4期教育振興基本計画が策定され、「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイング^{解⑤}の向上」の2つのコンセプトが示されました。本市においても、令和4年度は、多様性・包摂性のある教育を「学校教育指導の方針と重点」の中心に据え、不登校対策等に力を注いできたところであり、令和5年度は児童生徒一人一人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるための教育の一つとして、ボランティア教育を導入しました。国が示す2つのコンセプトは本市においても同様に重要なものといえます。

少子高齢化や人口減少など社会構造が変化する中であって、教育は市民一人一人の豊かな人生と社会の持続的な発展に向けて極めて重要な役割を有しており、学校・家庭・地域社会のそれぞれにおいて、魅力的で質の高い教育を実現していくことが求められています。

本計画は、そのための道標となる計画であり、本計画に基づいて本市の教育施策を確実に推進します。

目 次

計画の理念	4
計画の目的	4
計画の位置付け	4
計画の期間	4
計画の相関図・体系図	5
施策1 確かな学力の育成	7
施策2 豊かな心の育成	9
施策3 健やかな身体の育成	10
施策4 教育環境の整備・強化	11
施策5 多様な教育ニーズへの対応	12
施策6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進	14
施策7 社会教育の推進・生涯学習の環境整備	15
施策8 文化芸術や文化財の教育・継承	16
施策9 子どもの読書活動の推進	17
施策10 地域団体等との連携・協働	17
指標	18
用語解説	20

計画の理念

人間尊重の精神を基調として、郷土の歴史と文化を受け継ぎ、豊かな心と健やかな体を持ち、未来をたくましく創造する元気ある人づくりを目指します。

計画の目的

- 1 夢や志をもち挑戦する児童生徒を育成するための学校教育の推進
- 2 地域や家庭で共に学び合う社会の実現に向けた教育の推進
- 3 郷土への誇りと愛着を育み、まちの魅力と活力を高める市民文化の創造

計画の位置付け

- ・「青森市総合計画前期基本計画」の個別計画
- ・教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項の規定に基づく「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」
- ・子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）第 9 条第 2 項の規定に基づく「子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画」（施策 9）

計画の期間

令和 6 年度から令和 10 年度（5 年間）

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
市	青森市新総合計画 後期基本計画 H28-H30			青森市総合計画 前期基本計画 R1-R5					青森市総合計画 前期基本計画 R6-R10				
	青森市教育振興基本計画（第2期） H28-R5								青森市教育振興基本計画（第3期） R6-R10				
国	教育振興基本計画 （第2期） H25-H29		教育振興基本計画（第3期） H30-R4				教育振興基本計画（第4期） R5-R9						
県	青森県教育振興 基本計画（第2期） H26-H30			青森県教育振興基本計画（第3期） R1-R5					青森県教育振興基本計画（第4期） R6-R10				



総合計画に掲げた教育関連の基本視点、基本政策、政策及び施策（下線の施策）を推進

青森市教育振興基本計画

青森市教育振興基本計画

基本方針

〈計画の理念〉

人間尊重の精神を基調として、郷土の歴史と文化を受け継ぎ、豊かな心と健やかな体をもち、未来をたくましく創造する元気ある人づくりを目指します。

〈計画の目的〉

- 1 夢や志をもち挑戦する児童生徒を育成するための学校教育の推進
- 2 地域や家庭で共に学び合う社会の実現に向けた教育の推進
- 3 郷土への誇りと愛着を育み、まちの魅力と活力を高める市民文化の創造

基本方向（施策）

施策1	施策2	施策3	施策4	施策5	施策6	施策7	施策8	施策9	施策10
確かな学力の育成	豊かな心の育成	健やかな身体の育成	教育環境の整備・強化	多様な教育ニーズへの対応	学校・家庭・地域の連携・協働の推進	社会教育の推進・生涯学習の環境整備	文化芸術や文化財の教育・継承	子どもの読書活動の推進	地域団体等との連携・協働
学校種間及び学校と社会との連携・接続を図りつつ、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等の確かな学力の育成を図ります。	夢や志をもち、挑戦する教育活動の充実を図ります。	生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質・能力を育成するとともに、生活習慣の確立や学校保健、学校給食の推進、食育の充実等により、心身の健康の増進と体力の向上を図ります。	安全・安心で質の高い教育環境を整備します。	児童生徒の居場所づくり・絆づくりを通して多様性・包摂性のある教育を推進します。	学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちを育てる環境整備を進めるとともに、家庭教育の支援に努めます。	生涯を通じて学ぶことができる学習機会を提供するとともに、学習環境の整備を進めます。	本市固有の自然、歴史、芸術、文化等に対する市民への理解を深め、貴重な文化財や民俗芸能を適切に保存しながら、郷土愛の醸成を図ります。	子どもが読書に親しむ機会を充実させ、読書活動に関わる人々が連携・交流しながら活動するとともに、読書活動の機会を広く周知する広報活動に取り組みます。	学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保を図ります。

施策の概要

SDGsの理念を踏まえた各種施策の展開

- ✓ SDGs（持続可能な開発目標）は、2015年（平成27年）の国連サミットにおいて、2030年（令和12年）まで持続可能でよりよい世界を目指す国際指標として採択されたものです。貧困や飢餓、さらには気候変動や平和などの広範な分野にわたって17のゴール（開発目標）が設定されています。
- ✓ 学習指導要領では、ESD（持続可能な社会づくりの担い手の育成）が掲げられており、SDGsの開発目標は本計画の施策とも関わりが深いものとなっていることから、SDGsの理念を踏まえながら各種施策を展開します。



施策Ⅰ 確かな学力の育成

学校種間及び学校と社会との連携・接続を図りつつ、知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力、人間性等の確かな学力の育成を図ります。

✓ 1 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

- ・個別最適な学びと協働的な学びを進める中で、特に、互いの感性や考え方に直接触れ、刺激しあう協働的な学びを ICT ^{解⑥} を有効活用しながら充実させます。
- ・1人1台端末等の活用については、AI 型ドリル教材 ^{解②} の学習履歴など、教育データを効果的に利用した補充・発展的な学習を推進し、自立した学習者を育成します。

✓ 2 新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施

- ・学校課題解決のための教育課程の確実な実施に取り組むため、学年段階の区切りを明確にした特色ある教育活動を推進します。
- ・幼・保・小、小・中、中・高などの学校種間の連携を推進します。また、幼児教育との連携を図るための幼保小の架け橋プログラムの活用を推進します。
- ・各校の実態に応じたチーム担任制（複数担任制）や小学校における一部教科担任制など、きめ細かな指導体制の充実を図ります。

✓ 3 全国学力・学習状況調査及び本市アンケート調査の結果分析・活用

- ・本体調査や質問紙調査の実施状況を基に学力向上に向けた取組の成果や課題を把握・分析し、その結果を活用することにより、教育施策の改善、及び教育指導の改善・充実を図ります。
- ・本市アンケート調査により、各校が、児童生徒の生活、生徒指導、キャリア等に関する意識等の状況を把握し、それらの実態を踏まえ、指導の計画を作成するなど、児童生徒一人一人に合った学びの充実を図り、夢や志をもち、挑戦する児童生徒の育成を図ります。

✓ 4 探究的な学びと STEAM 教育 ^{解⑦} の充実による思考力・判断力・表現力等の育成及び主体的に社会の形成に参画する態度の育成

- ・地域の魅力や課題を取り上げたり、SDGs ^{解⑧} や今日的な社会問題等の解決方法を考えさせたりするなど、持続可能な社会の実現に向けた探究的な学びの充実を図ります。
- ・地域の教育資源やコミュニティ・スクール ^{解④} を活用しカリキュラム・マネジメント ^{解⑨} の視点に立った教科横断的な取組の充実を図ります。



✓ 5 外国語教育の充実

- ・外国語でコミュニケーションを図る資質・能力を着実に育成するため、ICT^{解⑥}の一層の活用促進や教科担任制の推進及び外国語指導助手(ALT)^{解⑩}配置等の学校指導体制の充実を図ります。
- ・国際化に対応するグローバルな人材を育成するために、児童生徒が海外の小・中学生と交流する場を設定したり、外国の文化及び言語に触れ合う交流会など、ALT や国際交流員から学ぶ機会を設定したりするなど、児童生徒のコミュニケーション能力の育成を図ります。

✓ 6 キャリア教育・職業教育の充実

- ・各学校段階を通じた体系的・系統的なキャリア教育を推進します。その際、「キャリア・パスポート^{解⑪}」等を活用し、児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を育成します。

✓ 7 教職員の指導力の向上

- ・教職員の意欲や資質能力の向上に資するよう、学校運営や学習指導、生徒指導等に関する研修講座及び学校訪問等を実施します。

✓ 8 学校における働き方改革の充実

- ・教職員がやりがいや使命感をもって校務に専念できるよう、教職員の多忙化解消に関する指針に基づく校内多忙化解消委員会の設置及び校務支援に係る環境整備等により、教職員の心身の健康維持を図るとともに、学校組織の活性化を念頭に置いた多忙化解消に努めます。

(本施策に関連する SDGs のゴール)



施策2 豊かな心の育成

夢や志をもち、挑戦する教育活動の充実を図ります。

✓1 主観的ウェルビーイング^{解⑤}と児童生徒の権利利益の擁護

- ・幸福感や自己肯定感、他者とのつながりなど、日本社会に根差した児童生徒のウェルビーイングの向上を図るため、文化・スポーツ活動、ボランティア活動等に係る教育の充実を図ります。
- ・児童生徒の最善の利益実現のため、関係各課が連携を図りながら、青森市子どもの権利条例及び青森市子どもの権利の日等の理解促進や人権教育の推進、児童生徒が安心して学べる環境の整備を図ります。

✓2 体験活動・交流活動の充実

- ・夢や志をもち、挑戦する児童生徒を育成するため、地域・企業・青少年教育団体・学校等の連携により、自然体験活動や集団宿泊体験活動、ボランティア活動など様々な体験活動の充実に努め、児童生徒が自己実現する機会の場の設定に努めます。また、児童生徒の活動や活躍を賞賛する場を意図的に設定し、自分自身の新たな一面やその良さに気づかせる教育活動を推進します。

✓3 道徳教育の推進

- ・自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した一人の人間として他者とともにより良く生きるための基盤となる道徳性を養うため、「特別の教科道徳」を要とした道徳教育を推進します。

✓4 児童生徒の意見表明

- ・青森市子どもの権利条例等を学ぶ機会や児童生徒が自らの学校の取組等を語り合う意見交換会などを設定し、児童生徒が主体的に話し合い、意思決定し、意見表明していくなど、自己実現の力を育む取組を進めます。
- ・児童生徒が、校則などの身近な問題について意見表明し、自己決定していく教育を推進します。



施策3 健やかな身体の育成

生涯にわたって運動やスポーツに親しむ資質・能力を育成するとともに、生活習慣の確立や学校保健、学校給食の推進、食育の充実等により、心身の健康の増進と体力の向上を図ります。

✓1 学校保健の推進

- ・児童生徒が生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成することを目指し、肥満・痩身、アレルギー疾患、感染症、メンタルヘルスの問題や薬の適正使用等現代的な健康課題に対応するため、学校教育活動全体を通じた体系的な保健教育を充実するとともに、養護教諭・学級担任等が行う健康相談及び保健指導等の取組を推進します。
- ・学校保健の中核的な役割を担う養護教諭をはじめとする教職員の資質能力の向上を図るとともに学校医、学校歯科医、学校薬剤師等との連携を推進します。

✓2 学校給食、食育の充実

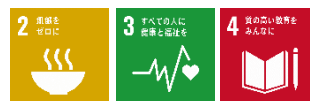
- ・児童生徒が食に関する正しい知識と安全・安心な食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭等と連携し、学校給食及び各教科等を通じた食育を推進します。また、りんごやほたてなどの地場産物を取り入れた「生きた教材」である学校給食を活用した実践的な指導を行うとともに、家庭への食に関する情報の提供に努め、食育の充実を図ります。
- ・学校給食施設・設備の計画的かつ適切な維持管理や、調理員等関係職員への研修、食材の選定等により、十分な衛生管理の下、安全・安心な学校給食を実施します。

✓3 生活習慣の確立、学校体育の充実・高度化

- ・健康観察や生活リズムチェック、食育チャレンジプログラム等を活用し、家庭と連携しながら児童生徒が望ましい生活習慣の確立に向けた取組ができるよう学校を支援します。
- ・運動好きな児童生徒や日常から運動に親しむ児童生徒を増加させ、生涯にわたって運動やスポーツを継続し、心身ともに幸福な生活を営むことができる資質・能力の育成が図られるよう、体力や技能の程度、性別や障がいの有無等にかかわらず共に学ぶ体育活動を推進します。

✓4 学校安全の推進

- ・児童生徒が生き生きと活動し、安心して学べるよう、「第3次学校安全の推進に関する計画」を踏まえ、学校安全に関する組織的な取組を推進します。
- ・「通学路交通安全・防犯プログラム」に基づき、家庭、地域、関係機関等との連携・協働により、積雪時における除雪等を含めた通学路の安全を確保します。
- ・安全マップ、ハザードマップ等を活用し、学校安全の推進、学校における安全教育、安全管理の取組を進めます。



施策4 教育環境の整備・強化

安全・安心で質の高い教育環境を整備します。

✓1 ICT^{解⑥}環境の充実

- ・令和4年度までに本市が全ての小・中学校に導入した1人1台端末は、個別最適な学習と協働的な学習を充実させるための必須ツールであることから、国のGIGAスクール構想^{解①}第2期を踏まえ、引き続きICT環境の充実に努めます。

✓2 校務DXの推進

- ・教職員が場所を選ばず校務を処理できる環境を整備することで教職員の負担軽減・働きやすさの向上や、校務系・学習系・行政系データの連携・分析・活用による学習指導・学校経営の効率化などの校務DXの推進について、青森圏域連携中枢都市圏^{解⑫}の町村と連携しながら対応します。

✓3 学校施設の整備

- ・安全性を最優先として、児童生徒が安全・快適に授業を受けられるよう、令和6年度から着手した造道小学校や、今後計画している泉川小学校などの施設整備を着実に推進します。
- ・障がいのある児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、改築等を見据えて、エレベーターの設置や段差解消のためのスロープ設置など、学校施設のバリアフリー化を推進します。
- ・学校施設を毎年総点検し、故障や事故を未然に防ぐ維持管理を徹底し、施設の長寿命化を図ります。

✓4 適正な学校規模の確保

- ・少子化に対応した望ましい教育環境を確保するため、保護者や地域との話し合いを継続的に行うことにより、児童生徒が一定の集団の中での活動を通じて資質や能力を伸ばすことができる適正な学校規模の確保を図ります。

✓5 地理的条件によらない質の高い学びの確保

- ・遠距離通学となる児童生徒の安全な通学手段を確保するとともに、通学に係る経済的負担を軽減するため、スクールバスの運行や通学費の支給による通学支援を行います。



施策5 多様な教育ニーズへの対応

児童生徒の居場所づくり・絆づくりを通して多様性・包摂性のある教育を推進します。

✓1 発達支持的生徒指導^{解⑬}の推進

- ・新たに改訂した生徒指導提要进行を踏まえ、生徒指導の実践に当たっては、課題予防、早期対応といった課題対応の側面のみならず、全ての児童生徒を対象に児童生徒が自発的・自主的に自らを発達させていくことを尊重し、学校・教職員がいかにそれを支えるかという発達支持的生徒指導の側面に重点を置いた働きかけを推進します。

✓2 いじめ等への対応、人権教育の推進

- ・児童生徒の危機を見逃さない体制づくり、児童生徒の心身の健康観察を実施して早期発見に努めます。
- ・「青森市立小中学校いじめに係る標準指針」の策定、「校内いじめ防止対策委員会」により、いじめの積極的認知・組織的対応に努めます。
- ・「青森市いじめ防止対策審議会」「青森市いじめ防止対策協議会」を開催し、家庭・地域・関係機関等との連携を図りながら、いじめ防止対策の充実を図ります。
- ・健康観察や定期的なアンケート調査等により、児童生徒の些細な変化を見逃さないよう、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めます。

✓3 児童生徒の自殺対策の推進

- ・国においては、児童生徒の自殺者数が増加傾向にあり大変憂慮すべき状態となっています。自殺者予防対策を一層推進するために、SOSの出し方に関する教育、教育相談体制の充実を図ります。
- ・見守りが必要な児童生徒については、保護者と連携しながら日常の学校生活や長期休業明けの支援に努めます。

✓4 不登校児童生徒への支援

- ・不登校児童生徒の居場所が確保されるよう、保護者との面談を通して作成する個別のプログラムに基づき、ケース会議等による組織的な支援に努めます。
- ・教育委員会が設置する適応指導教室や各校において設置する校内教育支援センターの活用や、家庭・地域・関係機関との連携を図ります。
- ・不登校児童生徒の保護者が一人で悩みを抱え込まないように、教育相談員等による相談、不登校児童生徒の保護者を対象とする「教育相談会」を開催し、支援の充実を図ります。
- ・健康観察、教育相談、夢や志を育む教育活動を充実させ、不登校の未然防止・早期発見・早期対応に努めます。



✓ 5 特別支援教育の推進

- ・障がいのある児童生徒が自立や社会参画を目指し、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶインクルーシブ教育システムの実現に向け、本人及び保護者の意向を尊重した就学先の決定、個別の指導計画や個別の支援計画の作成・活用による合理的配慮^{解14}の提供、交流及び共同学習の効果的な運用など、障がいの状態に応じた適切な指導や支援を推進します。
- ・インクルーシブ教育システムの実現に向け、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーター^{解15}を中心とした校内支援体制の充実及び校内研修等による教職員の指導力向上を図ります。

✓ 6 医療的ケアが必要な児童生徒への対応

- ・医療的ケアが必要な児童生徒が、安全・安心に学校で学ぶことができるよう、適切な支援を行うための体制づくりを推進します。

✓ 7 教育相談体制の整備

- ・多様な教育課題を抱える児童生徒に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー^{解16}によるカウンセリングや相談、特別支援教育支援員による支援、1人1台端末を活用した相談など、教育相談体制の充実を図ります。
- ・チーム担任制（複数担任制）や小学校における一部教科担任制を導入し、複数の教員により些細な変化を見逃さないようにし、教職員による教育相談やケース会議等を通じて児童生徒の不安の解消に努めます。

✓ 8 児童生徒への経済的支援

- ・全ての児童生徒が家庭の経済状況にかかわらず適切な教育を受けられるよう、教育費の負担軽減を図り、「子育て先進都市 青森市」の実現を目指します。
- ・経済的困難を抱える家庭に対する教育相談体制の充実を図るとともに、個々の状況に応じた学習支援を適切に行うことにより、学習環境の確保に努めます。

✓ 9 日本で学ぶ外国人等への教育の推進

- ・本市で生活する日本語支援が必要な児童生徒が自らの「長所・強み」を活かし可能性を発揮できるよう、日本語指導支援員を活用しながら、多様性を尊重し、母語・母文化の重要性に配慮しつつ、円滑な適応が図られるよう支援します。



施策6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちを育てる環境整備を進めるとともに、家庭教育の支援に努めます。

✓1 青少年の健全育成

- ・学校においては、ケース会議等による個別の指導・支援の充実を図り、児童生徒の心の健康増進に努めます。
- ・青少年育成市民会議や少年指導員による巡回、子どもを犯罪から守る学校支援協議会による関係機関との連携、さらにはネットパトロール等を通じて青少年の健全育成を図ります。
- ・児童生徒が、自律して主体的にインターネットを利用することができるよう、学校教育を通じて発達段階に応じたデジタル・シティズンシップ^{解17}教育の充実を図ります。また、家庭においても、有害情報への対応方法や家庭でのルールづくり等について、啓発を図ります。

✓2 家庭教育支援の充実

- ・子育てに不安を感じたり、身近に相談相手がいない状況にある保護者に対して、乳幼児期から就学期以降にわたり切れ目のない支援を進め、保護者に寄り添う家庭教育支援の推進を図ります。
- ・青森市PTA連合会と連携し、学校・地域・家庭が一体となった合同研修会を開催するなど、家庭教育等について、保護者と教職員がともに学ぶ機会を提供します。

✓3 コミュニティ・スクール^{解4}と地域学校協働活動^{解18}の一体的推進

- ・学校と地域が連携・協働する体制を構築するため、学校と地域をつなぐ人材として、コミュニティ・スクール・ディレクターや地域学校協働活動推進員の資質向上を図るとともに、中学校区における小・中学校で構成されるコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組を着実に進め、将来を担う子どもたちを地域全体で育む地域とともにある学校づくりを市内全域において推進します。

✓4 部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境の一体的な整備

- ・子どもたちがスポーツ・文化芸術に継続して親しむことができる機会を確保するため、本市の「休日における部活動の地域移行の推進方針」を見直し、地域の実情に応じ、関係団体と連携しながら、休日の部活動の地域連携や地域移行に向けた環境の一体的な整備を進めます。



青森市民美術展示館

施策7 社会教育の推進・生涯学習の環境整備

生涯を通じて学ぶことができる学習機会を提供するとともに、学習環境の整備を進めます。

✓1 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

- ・社会情勢が変化していく中、誰もが社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、地域の課題解決を主体的に担うことができる力を身に付けられるよう、地域づくりの活動拠点・学習拠点である市民センターや公民館などにおいて、生涯の各段階を通じて、男女共同参画社会の形成の促進、人権、環境保全、消費生活、金融、食、地域防災・安全など現代的・社会的な課題に対応した学習や郷土の理解と愛着を深める学習を推進します。

✓2 生涯を通じて学ぶことができる機会や環境の充実

- ・生涯を通じて学び、地域の中に参画し、豊かな知識・技術・経験を活かせるよう、市民ニーズに対応した講座等の受講機会の提供や、市民図書館や市民センター、公民館など地域において市民が主体的に学習できる場所の提供、学習活動を支援する生涯学習推進員^{解19}の設置など、誰もが興味や必要に応じて学ぶことができる学習機会や環境の充実を図ります。

✓3 豊かな心身を育む文化芸術環境の充実

- ・心豊かな人生を送ることができる環境や機会の創出等を進めるため、文化会館、市民ホール、市民美術展示館などの文化施設において、市民が気軽に練習や発表をすることができる文化芸術活動の場を提供します。また、各施設の特性を生かしながら行う催事を通じ、全ての市民が生涯を通じて一流の文化芸術に触れる機会を提供します。

✓4 社会教育施設の機能整理

- ・社会教育施設の老朽化が進む松原地区において、地域のコミュニティ拠点機能の強化も含め、子どもの居場所としての活用、市民相互の学び合い・交流の促進など、社会教育施設の在り方を検討します。
- ・子どもの安全な遊び場の確保並びに地域住民の体育・スポーツ活動及び社会教育活動のため、学校教育に支障のない範囲において学校施設を計画的・継続的に開放し、地域住民が気軽に学べる環境づくりと地域に開かれた学校づくりを推進するために学校施設開放に取り組みます。



施策8 文化芸術や文化財の教育・継承

本市固有の自然、歴史、芸術、文化等に対する市民への理解を深め、貴重な文化財や民俗芸能を適切に保存しながら、郷土愛の醸成を図ります。

✓1 文化芸術による子どもの豊かな心の育成

- ・文化芸術を通じて、子どもたちの豊かな心の育成を図るため、特別活動における文化的な行事や総合的な学習の時間等を活用し、子どもたちが地域や郷土の魅力に触れ、体験する機会を確保します。

✓2 文化芸術の担い手の育成

- ・郷土の文化を受け止め、それらを継承・発展させるため、世界最高の紙の芸術ねぶたの技法をアートとして更に育てることや、棟方志功画伯の功績を広めることに加え、文化芸術団体等と連携して、ゲストティーチャーを地域の学校等へ派遣するなど、関係機関と連携・協力を図りつつ、文化芸術について、子どもたちの体験機会の確保や次世代を担う若者の育成に取り組みます。

✓3 文化財の保護と世界遺産の価値の向上

- ・「浪岡城跡」や「高屋敷館遺跡」等の国史跡や、市指定天然記念物「又八沼に生息するシナイモツゴ^{解②}」等の文化財について、引き続き、適切な保存や活用に努めます。
- ・世界遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」の構成資産である小牧野遺跡については、「縄文の学び舎・小牧野館」を遺跡保護の拠点としながら、出土品等の展示や保管、遺跡に関する情報発信等を行います。

✓4 民俗芸能の継承

- ・後世にわたり、本市固有の獅子踊^{解①}やねぶた囃子等の民俗芸能を継承していくためには、多くの市民の理解が不可欠であることから、各種イベントとの連携強化の下、民俗芸能団体の活動や発表の場を提供するとともに、効果的な広報活動に取り組みます。

✓5 歴史民俗資料・遺跡出土品の保存と活用

- ・「ムダマハギ型漁船^{解②}コレクション」「青森の刺しこ着^{解③}」等の歴史民俗資料及び小牧野遺跡をはじめとする遺跡出土品について、適切に保存・管理をするとともに、展示施設である「あおり北のまほろば歴史館」、「縄文の学び舎・小牧野館」、「森林博物館」、「中世の館」の活用により、後世に引き継いでいきます。



小牧野遺跡

施策 9 子どもの読書活動の推進

子どもが読書に親しむ機会を充実させ、読書に関わる人々が連携・交流しながら活動するとともに、読書活動の機会を広く周知する広報活動に取り組みます。

✓ 1 子どもの読書活動の推進と読書環境の整備・充実

- ・読書に親しむ機会を提供するため、市民図書館や地域の市民センター等においておはなし会等を実施し、図書館司書・読書活動ボランティアと連携した読み聞かせ活動を行います。
- ・市民図書館では、乳幼児期から親子で本に親しめる児童ライブラリー、中・高校生を対象としたヤングアダルトライブラリーでの資料の充実を図ります。
- ・市民センターから離れた地域への移動図書館の定期的な巡回や認定こども園等や地域の要望に応じて図書の貸出しを行います。また、読書バリアフリーの推進のために関係機関と連携しながら資料の整備を図ります。

✓ 2 子どもの読書活動を進めるための連携・交流と広報活動

- ・読書活動ボランティアの育成・支援をしながら地域の市民センター等や学校と連携し、読書啓発活動のコーディネートを行います。
- ・「子ども読書の日」など各種記念行事を通じた啓発や、対象年齢に応じた各種ブックリストによる図書の紹介や市民図書館ホームページ等を用いた読書活動に関する情報発信を行います。

✓ 3 学校図書館の環境整備の充実

- ・市民図書館及び図書ボランティア等と連携しながら、適切な図書の選定・廃棄及び修繕を通して蔵書の確保に努めるなど学校図書館の整備充実を図ります。
- ・読み聞かせや図書イベントなど、各学校における豊かな取組を支援するとともに、「学校図書館読書感想文コンクール」等の実施を通して児童生徒の読書活動を推進します。



施策 10 地域団体等との連携・協働

学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保を図ります。

✓ 1 地域団体等との連携・協働

- ・各種 NPO、企業、スポーツ・文化芸術団体、医療、保健機関、福祉機関、さらには、警察、司法等との連携・協働により、学校外の多様な担い手による学びの提供や多様な支援体制の確保を図り、学びの多様化や地域等と一体となった活動を推進します。



✓施策1 確かな学力の育成

①児童生徒の学習に関する質問への肯定的な回答の割合	基準値(R5)	目標値(R10)	参考値(全国)
全国学力・学習状況調査等の「授業は、自分にあった教え方、教材、学習時間となっているか」という質問に対する肯定的に回答している児童生徒の割合	小6：89.2% 中3：73.2%	小6：89.2% 中3：84.4%	小6：82.9% 中3：74.9%
②児童生徒の学習に関する質問への肯定的な回答の割合	基準値(R5)	目標値(R10)	参考値(全国)
全国学力・学習状況調査等の「話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり、広げたりすることができているか」という質問に対する肯定的に回答している児童生徒の割合	小6：87.2% 中3：79.3%	小6：88.7% 中3：80.8%	小6：81.8% 中3：79.7%

※参考値(全国)の値は、令和5年度の全国平均値。以下同じ。

✓施策2 豊かな心の育成

①児童生徒の生活に関する質問への肯定的な回答の割合	基準値(R5)	目標値(R10)	参考値(全国)
全国学力・学習状況調査等の「自分には、よいところがあると思いますか」という質問に対する肯定的に回答している児童生徒の割合	小6：88.0% 中3：81.6%	小6：88.3% 中3：81.8%	小6：83.5% 中3：80.0%
②児童生徒の学習に関する質問への肯定的な回答の割合	基準値(R5)	目標値(R10)	参考値(全国)
全国学力・学習状況調査等の「将来の夢や目標を持っていますか」という質問に対する肯定的に回答している児童生徒の割合	小6：84.7% 中3：73.0%	小6：90.0% 中3：82.0%	小6：81.5% 中3：66.3%

✓施策3 健やかな身体の育成

①児童生徒の生活に関する質問への肯定的な回答の割合	基準値(R5)	目標値(R10)	参考値(全国)
全国学力・学習状況調査等の「朝食を毎日食べているか」という質問に対する肯定的に回答している児童生徒の割合	小6：95.4% 中3：91.7%	小6：96.3% 中3：93.4%	小6：93.9% 中3：91.2%
②1週間の運動時間が60分未満の児童生徒の割合	基準値(R5)	目標値(R10)	参考値(全国)
全国学力体力・運動能力、運動習慣等調査等の「1週間の運動時間が60分未満」と回答した児童生徒の割合	小5男：8.0% 小5女：13.2% 中2男：12.2% 中2女：26.1%	小5男：8.0% 小5女：13.2% 中2男：11.0% 中2女：24.9%	小5男：9.0% 小5女：16.3% 中2男：11.0% 中2女：24.9%

✓施策4 教育環境の整備・強化

①「児童・生徒一人一人に配備されたPC・タブレットなどのICT機器を授業でどの程度活用しましたか」に対して、ほぼ毎日と回答した学校の割合	基準値(R5)	目標値(R10)	参考値(全国)
全国学力・学習状況調査等の「ICTを活用した学習状況」に関する項目について、「ICT機器を授業でほぼ毎日活用した」と回答した学校の割合	小学校：88.1% 中学校：89.5%	小学校：88.1% 中学校：89.5%	小学校：65.2% 中学校：62.6%

✓施策5 多様な教育ニーズへの対応

①児童生徒の生活に関する質問への肯定的な回答の割合	基準値(R5)	目標値(R10)	参考値(全国)
全国学力・学習状況調査等の「困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できますか」という質問に対する肯定的に回答している児童生徒の割合	小6：76.5% 中3：71.8%	小6：81.5% 中3：76.8%	小6：68.5% 中3：68.8%
②児童生徒の生活に関する質問への肯定的な回答の割合	基準値(R5)	目標値(R10)	参考値(全国)
全国学力・学習状況調査等の「学校に行くのは楽しい」という質問に対する肯定的に回答している児童生徒の割合	小6：87.8% 中3：80.8%	小6：88.8% 中3：84.8%	小6：85.3% 中3：81.8%

✓施策6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進

①コミュニティ・スクールを導入している公立学校の割合	基準値(R5)	目標値(R10)	参考値(本市)
コミュニティ・スクールを導入した公立小・中学校の割合	63.9%	100%	1年間に 7.8校に導入 (過去5年平均)
②コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に参画した地域住民等の増加	基準値(R5)	目標値(R10)	
コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に参画した地域住民等の延べ人数	37,505人	38,033人	

✓施策7 社会教育の推進・生涯学習の環境整備

①市民1人が1年間に図書館や市民センター等を利用した回数	基準値(R5)	目標値(R10)	参考値(本市)
各年度における市民図書館、青森地区市民センター、浪岡地区公民館、細野山の家の利用者の合計を本市の人口で除した数	4.1回	4.1回	3.7回 (過去5年平均)
②市民1人が1年間に文化施設を利用した回数	基準値(R5)	目標値(R10)	参考値(本市)
各年度における文化施設（文化会館、市民ホール、市民美術展示館、合浦亭、中世の館）の利用者の合計を本市の人口で除した数	1.3回	1.7回	1.0回 (過去5年平均)

✓施策8 文化芸術や文化財の教育・継承

①子ども1人が1年間に文化芸術資源を活用した事業に参加した回数	基準値(R5)	目標値(R10)	参考値(本市)
各年度における文化芸術資源を活用した事業への市内小・中学生の参加者数の合計を本市の児童生徒数で除した数	0.9回	1.0回	0.4回 (過去5年平均)
②文化財を展示及び活用した施設の入館者数	基準値(R5)	目標値(R10)	参考値(本市)
文化財を展示及び活用した各施設の入館者数の合計	45,475人	48,300人	36,232人 (過去5年平均)

✓施策9 子どもの読書推進計画

①学校図書館図書標準達成校の割合	基準値(R5)	目標値(R10)	参考値(本市)
学校図書館蔵書数が学校図書館図書標準の定める冊数に達している学校の割合	小学校：90.5% 中学校：94.7%	小学校：100% 中学校：100%	小学校：38校 中学校：18校

✓施策10 地域団体等との連携・協働

①学校の取組に関する質問への肯定的な回答の割合	基準値(R5)	目標値(R10)	参考値(全国)
全国学力・学習状況調査等の「コミュニティ・スクールや地域学校協働活動等の取組によって、学校と地域や保護者の相互理解は深まりましたか」という質問に対する肯定的に回答している学校の割合	小学校：95.3% 中学校：79.0%	小学校：96.3% 中学校：80.0%	小学校：86.1% 中学校：79.3%



① GIGA スクール構想……P 2、11

Global and Innovation Gateway for All の略。文部科学省が、子どもたちの未来を見据え、児童生徒の1人1台学習用端末と高速大容量ネットワークを一体的に整備し、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想のこと。

② AI 型ドリル教材……P 2、7

PC 等の端末上で問題を出題・自動採点するデジタルドリルで個人ごとに正答率や学習の取組状況等を AI が分析し、一人一人に応じた問題を出題するデジタルドリルのこと。

③ 統合型校務支援システム……P 2

教職員の出退勤管理をはじめ、個人情報を取り扱うこととなる児童生徒の成績管理、健康診断票の作成、通信簿の作成などの業務をシステム化することにより、効率的に校務処理を行い、教職員の多忙化を解消し、児童生徒と向き合う時間の確保及び教育の質の向上を図るもの。

④ コミュニティ・スクール（・ディレクター）……P 2、7、14

保護者や地域の方々が学校運営や学校の課題に参画する「学校運営協議会制度」を設置した学校のこと。学校と地域が共通の目標・ビジョンの実現に向けて連携・協働し、地域とともにある学校づくりを目指している。

コミュニティ・スクール・ディレクターは、学校運営協議会の会議運営の補助や、学校間、関係者との連絡・調整など、学校運営協議会に関わる業務を担う。

⑤ ウェルビーイング……P 2、9

身体的・精神的・社会的に良い状態にあることで、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる持続的な幸福を含む概念。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念。

⑥ ICT……P 7、8、11

Information and Communications Technology の略（情報通信技術）。

⑦ STEAM 教育……P 7

Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Mathematics（数学）に加え、芸術、文化、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めた広い範囲で学習内容を組み合わせて A とし、各教科での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていくための教科横断的な教育のこと。

⑧ SDGs……P 7

Sustainable Development Goals の略（持続可能な開発目標）。2015 年 9 月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された国際目標のこと。

⑨ カリキュラム・マネジメント……P 7

各校において、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各校の教育活動の質の向上を図っていくこと。

⑩ 外国語指導助手（ALT）……P 8

Assistant Language Teacher の略。担当教員の指導のもと、教材作成や授業において音声、表現、文法等の指導の補助や母国の言語や文化についての情報提供を行う外国青年。

⑪ キャリア・パスポート……P 8

児童生徒が、キャリア教育に関わる諸活動について、特別活動等を中心に各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の成長等を自己評価し、蓄積されるようまとめられたもの。

⑫ 連携中枢都市圏（構想）……P 11

地域において、相当の規模と中核性を備える圏域の中心都市が近隣の市町村と連携し、コンパクト化とネットワーク化により、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成すること。

青森圏域連携中枢都市圏の構成市町村：青森市、平内町、今別町、外ヶ浜町、蓬田村

⑬ 発達支持的生徒指導……P 12

特定の成長課題や問題行動等を意識することなく、全ての児童生徒を対象に、学校の教育目標の実現に向けて行われる教育活動において、児童生徒に向き合う際、教員が一人一人のより良い成長を促すための指導の基盤となる立ち位置を表したもの。

⑭ 合理的配慮……P 13

行政機関及び事業者等がその事務・事業を行うに当たり、障がい者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合にその実施に伴う負担が過重でないときに社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずること。

⑮ 特別支援教育コーディネーター……P 13

学校内の関係者や外部の関係機関との連絡調整、保護者に対する相談窓口、担任への支援、校内委員会の運営や推進役等の役割をもつ教員。

⑯ スクールソーシャルワーカー……P 13

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて支援を行う社会福祉士や精神保健福祉士等。

⑰ デジタル・シティズンシップ（教育）……P 14

デジタル技術の利用を通じて、社会に積極的に寄与し、参加する能力や態度を養う教育のこと。

⑱ 地域学校協働活動（推進員）……P I 4

幅広い地域の方々の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のこと。

地域学校協働活動推進員は、地域の方々と学校との間の情報共有や、地域学校協働活動を行う地域の方々に対する助言や援助を行う。

⑲ 生涯学習推進員……P I 5

生涯学習を行う市民や市民センター等で行われる社会教育事業へ助言・指導等の支援を行うほか、地域学校協働活動推進員やコミュニティ・スクールの活動支援を行う。

⑳ シナイモツゴ……P I 6

東北地方及び信越地方に生息し、絶滅の危険性が極めて高いコイ科の淡水魚。国内外来種と呼ばれるモツゴの侵入・繁殖の影響により、又八沼に生息するシナイモツゴが激減したが、現在は個体数を増やす取組等が行われている。

㉑ 獅子踊……P I 6

津軽地方で行われている五穀豊穡を祈願する行事で、「お可笑(かし)コ」という道化役の先導のもと、3匹の獅子が踊り、地域の神社に奉納される。青森市内では、高田と吉野田の獅子踊が青森県無形民俗文化財に指定されている。

㉒ ムダマハギ型漁船……P I 6

2枚の割りぬいた木材を組み合わせてムダマと呼ばれる船底を作り、それに波よけの棚板を接合した構造の船である。主に東北地方北部から北海道にかけて使用された丸木舟で、日本の木造船の発達過程を理解する上で特に重要な資料である。

㉓ 刺しこ着……P I 6

寒冷地における過酷な労働と制約の中から生み出され、目の粗い麻布の隙間を埋めるように木綿糸等で刺しつづり、補強や補修が行われた。津軽地方の「こぎん刺し」や南部地方の「菱刺し」に代表されるような、芸術的ともいえる独自の模様が特徴である。





青森市教育振興基本計画（第3期）
令和6年10月

青森市教育委員会